

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	■ 適用条件 ■ 諸経費工種 ■ 主な作業機種 □ イメージアップ経費適用工事 ■ その他()	■ 三重県公共工事共通仕様書(令和7年7月制定)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和8年4月一部改定)) □ 「土木構造物設計マニュアル(案)編」を適用 □ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ■ 諸経費工種 (下水道電気設備) □ 掘削機種(□ 0.13m3 □ 0.28m3 □ 0.45m3 □ 0.80m3 □ 1.40m3) ■ 運搬機種(■ 2.0tDT □ 4.0tDT □ 10.0tDT) □ イメージアップの内容(率分)() □ イメージアップの内容(積上)() ■ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着工すること。 ■ 設計と現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 ■ 材料搬入に伴い道等を通行し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 ■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 □ その他()
入札・契約方式	□ 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 □ 同日落札制限方式 □ 総合評価方式 □ 随意契約 □ プロポーザル方式	□ 同日に落れできる件数は、1業者1件とする。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
工事カルテ作成・登録		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工 程 関 係	□ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他()	□ 調整項目(□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他() □ 別途協議) □ 制限する工種名() 施工時期及び施工時間() 施工方法() □ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() □ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他()) □ その他()
用 地 関 係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他()	□ 未処理箇所(□ 別添図 □ No. ~No. □ 別途協議) □ 完了見込み時期(□ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。 □ その他()
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他()	□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 転用あり(回) □ 兼用あり() □ その他() □ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法() □ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり ☐ 漁業関係による調整 ☐ その他()	☐ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 () ☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 調査費 (☐ 別途資料 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 工事施工に関して、施工期間(契約時から完成時まで)においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 ☐ 内水面漁協協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 ☐ その他()
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり ☐ 近接公共施設等に対する制限 ☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ☐ その他()	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☒ 交通管理要員の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☒ 配置人員数(2人) (うち交通誘導警備員A(1人)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) ☐ 施工時間の制限 ☐ 工法制限あり ・近接公共施設名等 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他()) ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () ☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☒ 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 ☐ その他()
工事用道路関係	☐ 一般道路(搬入路)の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他()	☐ 経路及び使用期間の制限内容 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 用地及び構造 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 安全施設 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別途図面 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☒ 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。 ☐ その他()
工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他()) ☐ 移設時期 (令和 年 月 頃 ☐ 別途協議) ☐ 防護 () ☐ その他()
排水工(濁水処理を含む)関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり ☐ その他()	☐ 項目及び基準値() ☐ 調査項目() ☐ その他()
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他()	☐ 工法区分() ☐ 材料種類() ☐ 施工範囲() ☐ 削孔数量() ☐ 注入量 () ☐ その他 () ☐ 工法関係() ☐ 材料関係() ☐ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設副産物情報 交換システム		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
残土・産業 廃棄物関係	☐ 残土処分(自由処分) ☐ 残土処分(指定処分・他工事流用) ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類あり ☐ その他()	☐ 残土処分地(☐ 別途資料 ☐ その他(受入地未定につき別途協議とし、暫定的に運搬距離を4kmとして計上) ☐ 処分地の処理条件あり(☐ 押土整地 ☐ その他()) ☐ 産業廃棄物の種類 (☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他()) ☐ 産業廃棄物の処分地 (☐ 再生処分場() ☐ 最終処分場() ☐ 別添図書 ☐ その他() ☐ 別途協議) 【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目()に記入のこと。】 ☐ 処分地での処理費(☐ 計上あり(☐ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土) ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 処分場の受入条件() ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(汚水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 ☐ その他()
産業廃棄物税		☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく ☐ 認定製品の使用について ☐ その他()	☐ 再生材の種類(☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂) ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置(☐ 新材に変更 ☐ その他() ☐ 別途協議) ☐ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。(認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。(認定製品の品名: 間伐材製工事用パリケード・看板・標示板) ☐ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発生品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ その他()	☐ 保管場所() ☐ 期間() ☐ その他() ☐ 品名() ☐ 数量() ☐ 保管場所() ☐ その他() ☐ 品名() ☐ 数量() ☐ 引渡場所() ☐ 時期(平成 年 月 日) ☐ その他() ☐ 運搬方法(☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他() ☐ 引渡場所(☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他() ☐ 数量() ☐ 運搬距離(L= km) ☐ その他()
	☐ 工事完成図書(工事写真含む) ☒ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(☐ 2部 ☐ ()部)とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 24 年 7 月改訂)を適用
	☒ 町内企業優先使用	☒ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 ☒ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 ☒ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町通報装置仕様書

第1節 更新工事仕様

1. 施工範囲

施工場所は、下記の公共マンホールポンプ施設の非常通報装置(クラウド監視端末装置)32箇所の更新とする。

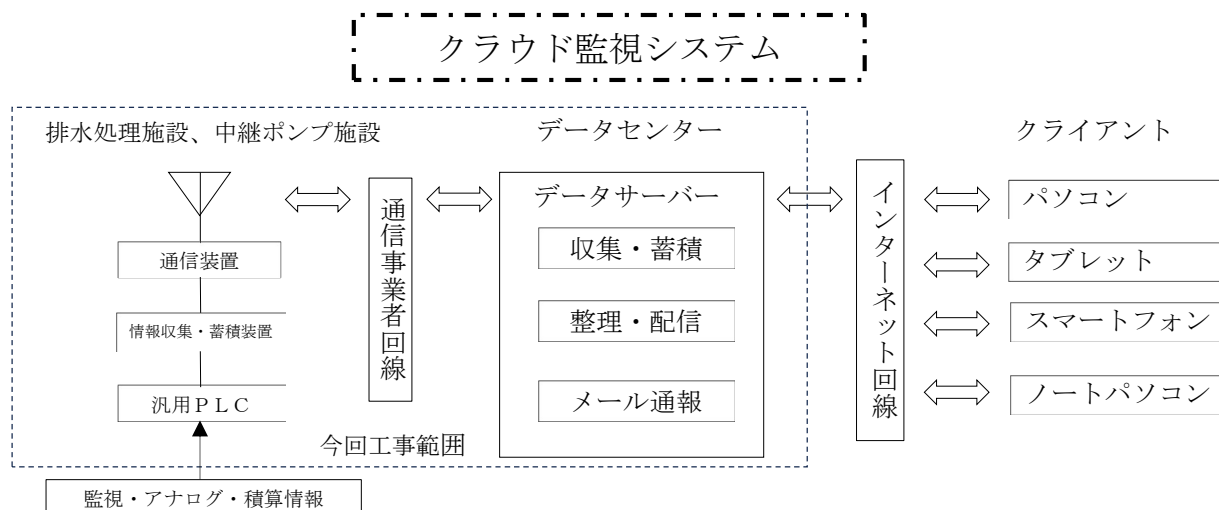
①非常通報装置(クラウド監視端末装置)

2. 概要

受注者は、本仕様書、設計書に基づき、これらに記載された機器類を納入し、工場試験、設置工事及び試運転調整ほかを行うものとする。

受注者は、以下の機能を有するクラウド監視システムを設置し電気通信施設の更新を行う。

- (1) 中継ポンプ施設各々に、別紙1に指定する監視項目を、クラウド監視端末装置から無線電話回線を通じて、データセンターに伝送する機能。また、通信回線異常時のためにクラウド監視端末装置に、データを蓄積する機能。
- (2) データセンターに設置するデータサーバーに、伝送された監視項目を収集、蓄積する。
また、データサーバーはクライアントからの要求に答えて、必要な情報を整理配信する。
- (3) インターネット回線に接続された複数の監視端末(パソコン、タブレット、スマートフォン等)上の画面に、必要な監視項目を整理して表示できるシステムを構築する。
- (4) メール通報機能によりあらかじめ設定したメールアドレスあて上下限警報項目を通報する。



3. 更新工事の場所

別紙位置図の通り

4. 監視項目

マンホールポンプ施設各々に、別紙 1 に指定する監視項目を広域クラウドにより監視できる設備とする。ただし将来項目の追加が可能な容量をもつものとする。

5. 納入機器

中継ポンプ施設各々に必要な以下の設備を設置する。

- (1) 非常通報装置(クラウド監視端末装置)
 - ①情報収集蓄積通信装置(アンテナを含む)
 - ②汎用 P L C
 - ③モバイルバッテリー
 - ④その他必要なもの

6. 工事範囲

- (1) 不要となる機器の撤去・有価物として処分
- (2) 前項記載の各機器の納入及び設置
- (3) 必要な配線工
- (4) 通信回線開設・事務手続き
- (5) データセンターにおけるクラウドシステム構築、セットアップ作業、機能確認試験
- (6) その他上記に伴うもの

7. その他

クラウド監視システムの運用、費用

- (1) 本工事で構築するクラウド監視システムにかかる費用について、期間中のクラウドサービス利用料等は本工事に含めるものとする。
- (2) 工事期間終了後のクラウドサービス利用料等は別途支払うものとする。

第 2 節 機器仕様

1. 各マンホールポンプに非常通報装置(クラウド監視端末装置)設置

(1) 形 式

I P (インターネットプロトコル) 技術を利用した情報通信システム構成とする。

情報収集・蓄積装置、通信装置、汎用 P L C から構成する。各装置は、既設盤内の空きスペースに収納する。

(2) 主要機器

① 情報収集・蓄積装置

1) 信号項目

今回の信号項目点数は別紙1の通りとする。

2) 機能

汎用P L Cで入力した監視項目情報を定期的(1分毎)に収集し、通信装置を介して定期的(1分毎)にデータセンターに情報を伝送する。

また、クライアントからの情報要求に対し、データセンターを中継し、最新情報を伝送する。

② 通信装置

電気通信事業者が提供するパケット通信を利用した無線通信回線を利用し、情報収集装置で集約した情報を、データセンターへ伝送するための回線を構成する。

電気通信事業者とデータセンター間の回線の伝送方式はV P N(仮想プライベートネットワーク)または閉域ネットワークとし、情報セキュリティーが十分確保されていること。

アンテナについて、通信が可能な場合には既設盤上部に設置してもよい。

これらの条件を満たす電気事業者を比較し、より安価となる電気事業者を選定する。

③ 汎用P L C(プログラマブルロジックコントローラー)

①項の信号項目点をそれぞれ入力し、情報収集装置からの要求に対しデータを授受できること。

将来の信号項目増設に対応可能な予備点数を持つこと。

信号取り出しに伴い、必要な図書等は貸し出す。取り出し方法の詳細は承認図において決定する。

④ ①から③の各機器は、機能を満足すればよく、構成については組み合わせてもよい。

(3) データ収集、保存、伝送周期

① 現場データのサンプリング収集、保存周期・・・1回/1分

② 現場データの送信周期・・・1分毎の定期通信

③ 現場データの保存期間・・・2ヶ月

(4) 無停電電源 DC5V

モバイルバッテリーより情報収集・蓄積装置へ給電する。

(5) 付属装置

その他必要なもの

第3節 既設更新

1. 各マンホールポンプ

非常通報装置(クラウド監視端末装置)：管理室内に設置する計装盤内で既設機器を撤去し更新設備を設置する。既設機器は、スクラップとして有償処理し重量を報告すること。

第4節 クラウド監視システムの構築

受注者は、データセンターのデータサーバーにおいて、情報の収集・蓄積・加工・配信を行なうことにより、インターネット回線を利用した専用の「クラウド監視システム」を構築する。

「クラウド監視システム」は、別途用意されるインターネット接続環境から、各種端末のブラウザを利用してその画面により、監視・状態表示、メール受信を行うものである。なお、「クラウド監視システム」を構築するデータセンターは、第三者機関による情報セキュリティにおいて組織的、システムのな多重防御対策が最高水準な情報セキュリティレベルにあると判断され、かつ、次節に示す仕様を満たしたデータセンターであることとする。

1. クラウド監視システムの機能

(1) 監視機能

①入力信号を監視画面に表示すること。

②監視画面の作成、改良が本町担当者で可能となる、ソフトレス画面作成機能を有すること。

③監視画面は、施設系統図の他に地図や施設写真などが下地に作成可能とする。

(2) トレンド監視機能

①トレンドグラフ画面により、計測値を同時に1画面あたり8点までの表示ができること。

②トレンドグラフ画面から設定した上下限值により、データ更新周期毎に計測値を自動監視し、上下限到達を検知した場合には警報をメールにより発報することができること。

(3) 履歴情報機能

①異常履歴

異常状況の発生時刻や復旧時刻などの異常の履歴を表示、CSVデータにてダウンロードできること。

②運転履歴

機器運転停止の発生時刻や復旧時刻などの履歴を表示、CSVデータにてダウンロードできること。

(4) 帳票管理機能

①日報

アナログ計測値の毎正時の値と、1日の平均・最大・最小値を表示する。積算値については、1日の合計・平均・最大・最小値を表示する。

②月報

アナログ計測値の1日毎の平均値と、1ヶ月の平均・最大・最小値を表示する。積算値については、1ヶ月の合計・平均・最大・最小値を表示する。

③年報

アナログ計測値の1月毎の平均値と、1年の平均・最大・最小値を表示する。積算値については、1年の合計・平均・最大・最小値を表示する。

④データダウンロード

上記各帳票データはCSV及びpdfデータにてダウンロードできるものとする。

(5) メール送信機能

アナログ信号の上下限警報設定値を超えたなどの異常が発生した際、本町が指定する電子メールアドレス宛て、速やかに警報内容を通報できること。警報発生時刻、発生施設、発生内容を送信できるものとする。

①機能内容

1) 通報先の登録件数：最大100アドレス

②メール通報内容

1) 発生時刻、発生施設名、監視項目、警報名

2) 機器異常発生機場毎に、通報先、通知時間帯の設定が可能であること

- (6) データ更新周期
 - ①1 分毎に定期データ処理を行い、監視データを更新すること。
 - ②アナログ信号の上下限設定値を超えたことを検知した時は、即時にメール送信すること。
- (7) データ保存期間

以下のそれぞれの装置内において、収集したデータの保存期間は指定期間以上であること。

 - ①データセンター(帳票データ・ヒストリカルトレンドデータ)：3 年
 - ②情報収集装置本体：2 か月
- (8) 回線異常監視

無線電話回線、通信装置、情報収集装置等とデータセンター間の回線が、正常に動作していることをチェックするため、データ回線について定周期で動作を監視し、通信異常状態が発生した場合、回線異常と判断し、1 時間以内にメールにて回線異常発生を本町が指定した連絡先に通知できること。
- (9) システムの更新

監視項目の追加変更を除き、本クラウド監視システムの OS 及びソフトウェアの更新は自動・無償で行われるものであること。

2. 携帯情報端末点検入力機能

- (1) パソコンで利用する機能
 - ①点検項目、点検手順などをまとめた点検表の登録、保存ができること
 - ②状態マスタの登録、保存ができること
 - ③点検関連ファイルの登録、保存ができること
 - ④あらかじめ作成したフォーマットに点検結果を反映し、帳票を EXCEL 形式/PDF 形式で出力できること
 - ⑤点検時に撮影した写真データを同帳票のシートに出力できること
 - ⑥点検結果、帳票の保存ができること
 - ⑦携帯端末により記録した写真、動画、音声、手書きコメント等の記録を保存できること
 - ⑧保管情報の検索ができること
 - ⑨データ保存容量として 10GB を有すること
 - ⑩データを 5 年間保存できること
- (2) 携帯情報端末で利用する機能
 - ①点検項目、点検手順などをまとめた点検表のダウンロードができること
 - ②点検結果や登録情報のアップロードができること
 - ③ダウンロード、アップロードを携帯情報端末搭載のモバイル回線により行うこと
 - ④点検入力画面として、点検項目の一覧表示画面、もしくは、階層表示画面から入力すること
 - ⑤点検表への写真、動画、音声、手書きコメント、テキストの登録ができること
 - ⑥点検関連ファイルの表示ができること

3. 簡易機器台帳機能

- (1) 管理対象情報管理機能
 - ①管理対象の場所情報管理ができること
 - ②危機に対する管理番号の付番をし、管理番号によって管理ができること
 - ③管理番号は標準で 500 個付与されること
- (2) 情報検索、特定機能
 - ①キーワード検索、地図や平面図、及び、管理番号からの検索ができること
 - ②イベントからの機器特定ができること
 - ③管理番号の付与された 2 次元記号化されたシールから管理番号を光学的に読み取ることによって機器の識別ができること

- (3) 情報登録機能
 - ①図書やマニュアルなどのドキュメント登録ができること
 - ②機器設置場所表示用背景図(地図、平面図等)の登録ができること
 - ③機器の諸元登録ができること
 - ④作業記録や気づき(写真、音声、動画、テキスト)の登録ができること
 - ⑤データ保存容量として 10GB を有すること
 - ⑥データの保存期間を契約期間内に限り無制限とすること
- (4) 登録情報表示機能
 - ①作業記録、気づき、携帯端末によって入力された点検結果等の時系列(タイムライン表示)ができること
 - ②完成図書や取扱説明書などのドキュメントダウンロード表示ができること
 - ③機器の諸元表示ができること
 - ④広域監視のデータ表示ができること
- (5) 通信機能
 - 携帯情報端末を用いて、クラウドサーバと携帯情報端末搭載のモバイル回線により通信ができること

第5節 データセンター仕様

クラウド監視システムを構築するデータセンターの仕様は次のとおりとする。

1. データセンター仕様

クラウド監視システムが設置されるデータセンターの機能の停止やデータ消失が発生すると、その影響は甚大であるため、下記に示す高信頼性を確保する対策が施されていること

(1) クラウド監視システム

①ハードウェアの多重化

機能の稼働率を高めるため、障害が発生した機器の機能を複数準備された代替機が、自動的に引き継ぐことで、迅速に機能が復旧されること。

②ハードディスクの多重化(データの保護)

データ信頼性を高めるため、以下のことを実現していること。

- 1) 多重ディスク間の相互データチェック
- 2) 多重ディスク間のミラーリング(2重化)
- 3) ディスク故障時にデータ欠損が発生しないこと

③環境対策

高効率空調機、太陽光利用等による、環境対策を実施していること。

④システム障害時のバックアップ

不測の事態によるシステムダウン時もクラウド監視体制を継続するため、バックアップ機能を有する代替施設が国内に設置されていること。

なお、局地災害等によるシステムダウンを考慮し、データセンターと代替施設との距離は 400 km以上とする。

(2) 災害対策

①停電対策

停電対策として、データセンターの受電系統は2回線受電とし、さらに停電時には、無停電電源装置によるバックアップの他、72 時間以上連続稼働可能な非常用自家発電設備で運用されていること。

②地震対策

地震対策としてデータセンターの建物は免震構造または制振構造の耐震グレードS以上とし、震度7の地震にも耐えうる構造とすること。

③防火対策

消火設備として窒素ガスを用いること。

④浸水対策

ハザードマップの規定値に基づく浸水対策が施されていること。

(3) セキュリティー対策

①機密性

ファイアウォールを多重で設置し、サーバー内への不正侵入を防止すること。
通信網は専用の閉域網を用いて外部からの進入を防ぎ、なりすましを防止すること。

②完全性

データベースはリードオンリー化によりデータ改ざん喪失を保護すること。
通信網が停止しても子局側でデータを保管することでデータ欠損を防止すること。

③可用性

サーバーの稼働状況を常時監視し、異常があれば直ちに検知し、対応する体制が整っていること。異常が発生し1時間以内に復旧できない場合は、直ちに本町担当者に通知すること。

	マンホールポンプ施設監視項目
	デジタル
1	停電 (200V)
2	高水位
3	No.1 ポンプ故障
4	No.2 ポンプ故障
5	No.1 ポンプ運転
6	No.2 ポンプ運転
7	監視装置電源断

	アナログ
1	水位 m